

第九号

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部改正について

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年徳島県条例第六六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の七」を「百分の九」に改める。

第三条第四項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第五項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成二十四年度における徳島県国民健康保険調整交付金（以下「調整交付金」という。）から適用する。

（経過措置）

3 平成二十四年度における改正後の第二条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号。以下「改正法」という。）附則第三条第三項に規定する額とする。

4 平成二十四年度における納付市町村（国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百三十二号。以下「経過措置政令」という。）第三条に規定する納付市町村をいう。以下同じ。）が存する場合の改正後の第二条の規定による調整交付金の総額については、前項の規定にかかわらず、経過措置政令第四条第二項に規定する額とする。

5 平成二十五年度における改正後の第二条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第四条第三項において読み替え

て準用する改正法附則第三条第三項に規定する額とする。

- 6 平成二十五年度的における納付市町村が存する場合の改正後の第二条の規定による調整交付金の総額については、前項の規定にかかわらず、経過措置政令第五条第二項において読み替えて準用する経過措置政令第四条第二項に規定する額とする。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、徳島県国民健康保険調整交付金の総額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。